

会 議 録

令和2年度第1回藤沢市子ども・子育て会議

開催日時	2020年（令和2年）7月9日（木）14：00～16：03
開催場所	本庁舎3階 会議室3-3、3-4
出席者	委員17名（うち、職員1名） 増田委員長、猪野委員、梶ヶ谷委員、齋藤（勤）委員、梶居委員、 山下委員、川邊委員、千葉委員、稲垣委員、松尾委員、鬼塚委員、 澁谷委員、齋藤（弓）委員、御室委員、郡司委員、早田委員、宮原委員 事務局25名 ・子育て企画課（川口参事・高田主幹・大久保課長補佐・島村課長補佐・ 浅野主査・小島） ・子ども家庭課（田渕参事・杉田主幹・大庭課長補佐・古澤課長補佐） ・保育課（古郡参事・岩井主幹・宮代主幹・森井主幹・椎名課長補佐・ 曾我部主査） ・子育て給付課（作井課長・寒河江課長補佐・鶴井課長補佐） ・子ども健康課（阿部課長・中村課長補佐・上林課長補佐） ・青少年課（伊藤課長・小野課長補佐・近藤課長補佐）
欠席者	委員3名

内 容

- 1 開会
- 2 委員の変更について
- 3 「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」令和元年度及び平成27年度～令和元年度（5年間）の取組について
- 4 待機児童の状況と今後の取組等について
- 5 特定教育・保育施設の利用定員の設定について
- 6 新型コロナウイルス感染症に対する子ども青少年部の対応について

7 その他

8 閉会

1 開会

○事務局

ただいまから、令和2年度第1回藤沢市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

議事に入るまで進行させていただきます子育て企画課の大久保と申します。よろしくお願いいたします。

まず、昨年度策定いたしました子ども青少年部における4つの計画、第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画、藤沢市子ども共育計画、保育所整備計画、子どもの居場所づくり推進計画につきましては、昨年度の会議で委員の皆様から貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。計画書につきましては、本来でしたら、昨年度の3月末開催の第5回の会議にて配付予定でしたけれども、今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、委員の皆様にはご郵送させていただきました。今年度につきましてはこの藤沢市子ども・子育て会議にて、皆様の貴重なご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、竹村副委員長、今年度から新しく委員になりました神奈川県中央児童相談所の杉山委員から、事前に欠席のご連絡がありました。また、日本体育大学、齊藤委員につきましては、育休中のため来年春までお休みされることをご報告させていただくとともに、御室委員が遅れて到着されるというご連絡をいただいております。御室委員を入れまして、20名中17名のご出席となりますので、藤沢市子ども・子育て会議条例第7条2項「会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」との条件を満たしていますので、本日の会議は成立することをご報告いたします。

続きまして、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただきましたものになりますけれども、まず1点目、会議の次第、**【資料1】**「藤沢市子ども・子育て会議委員名簿、**【資料2】**「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」第4章における掲載事業（155事業）、**【資料3】**「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」第5章における掲載事業（教育保育地域事業）、**【資料4】**「待機児童の状況と今後の取組等について」、**【資料5】**「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」の合計5

点になります。

また、当日資料といたしまして、A4のペラで2枚ご確認いただいたんですけども、「藤沢市利用定員の設定における運用基準」は、次第5で使用いたします。それから、「子育て給付課が実施する臨時特別給付金について（概要）」は、次第6で使用させていただきます。

以上となりますが、もし不足等あるいはお忘れになられた方がいらっしゃいましたら、事務局のほうでお持ちいたしますが、大丈夫でしょうか。

本日、会議録の作成のために速記者が同席しております。ご発言の際はマイクをお持ちいたしますので、マイクを通じてお話しくさいますようお願いいたします。また、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけマイクをその都度消毒させていただこうかと思っておりますので、ご了承いただければと思います。また、会場の都合上、会議終了は16時を予定しておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

本日の会議でございますが、この会議は地方自治法の規定に基づく市の附属機関に位置づけられておりまして、藤沢市情報公開条例第30条の規定に基づき、会議は公開すること、また、藤沢市審議会等の公開に関する要綱第6条の規定に基づきまして、会議資料につきましては原則として閲覧に供することとされておりますので、公開したいと考えております。このことについてご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局

それでは、この後の進行につきましては増田委員長をお願いいたします。

○増田委員長

きょうは、傍聴者はいらっしゃらない。

○事務局

はい。本日、傍聴はおりません。

○増田委員長

皆様方、こんにちは。

まさか前回お会いした後、日本がこのような状況になるとは本当に思っておりませんでした。大変厳しい状況の中ではありますが、だからこそ、この会議で藤沢の子どものたちのためにいろいろなことを検討していきたいと思ひます。いつも委員の皆様方、大変積極的にお意見をお出しいただひておりますけれども、本日もどうぞよろしくお願ひ申

上げます。

2 委員の変更について

○増田委員長

まず、次第2「委員の変更について」。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

最初に、令和2年度4月の人事異動により、子ども青少年部長の村井みどりから、宮原伸一に委員の変更がありましたので、まず、宮原よりご挨拶を申し上げます。

○宮原委員

皆様こんにちは。この4月に村井の後任として、子ども青少年部長に着任いたしました宮原と申します。

先ほど委員長のほうからもコロナのお話がありましたけれども、コロナ禍においてさまざまな場面で、子どもたちが日常を奪われているというのが非常に懸念されることだと考えています。だからこそ、こういう委員会の中で子どもたちに今できることとこのことを考えていかないといけないと思いますし、子どもにかかわる大人一人一人がこのことを真剣に考えて行動して、アフターコロナをつくっていくという形で捉えていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局

それでは、お手元の資料1をごらんください。

名簿のナンバー6、藤沢市立小学校長会より、浜見小学校の川邊尚子さん、ナンバー7、藤沢市立中学校長会より、大庭中学校の千葉雄一さん、ナンバー11、湘南地域連合より、副議長の鬼塚健自さん、ナンバー16、神奈川県中央児童相談所より、子ども支援第一課長の杉山徹さんが、人事異動に伴い新しく委員になりました。ただいま申し上げました委員の皆様には、事前に郵送にて委嘱状を交付させていただいております。

また、母子保健計画を包含する子ども・子育て支援事業計画の審議会としましては、昨年度助産師が欠員状態でしたが、今年度から、ナンバー15、湘南助産師会会長、齋藤弓子さんが新しく委員となりますので、この場で委嘱状を交付させていただきます。

本来でしたら鈴木市長から交付させていただき、市長が交付できない場合は副市長からの交付となりますが、市長、副市長ともに別の公務と重なっておりますので、代わりに子ども青少年部長、宮原から交付させていただきます。

<委嘱状交付>

(宮原子ども青少年部長より、齋藤弓子委員に対し、委嘱状を交付する)

○事務局

それでは、新しく委員になられました皆様に、名簿の順番にマイクをお渡ししますので、一言自己紹介をお願いいたします。

○川邊委員

皆さん、こんにちは。浜見小学校校長の川邊尚子と申します。

本年度よりこちらの会議に、藤沢市立小学校の代表として出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○千葉委員

皆さん、こんにちは。藤沢市立中学校長会のほうから出ております藤沢市立大庭中学校の校長の千葉と申します。

私、藤沢の六会に住んでおりますので藤沢市民でもございます。何かお役に立てるよう努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○鬼塚委員

こんにちは。私は、湘南の労働組合の集まりである湘南地域連合から参りました鬼塚と申します。

仕事は小学校の教員をしております、藤沢に住んでおります。子どもも3人おりました、藤沢の中学校と小学校に通っているところですので、その辺の視点からのご意見できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤（弓）委員

こんにちは。湘南助産師会の齋藤と申します。

私は、茅ヶ崎で開業の助産院をやっていますけれども、25年ほど藤沢市の新生児訪問をやっておりました。今日はよろしくお願いいたします。

○事務局

以上で説明を終わりにします。よろしくお願いいたします。

3 「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」令和元年度及び平成27年度～令和元年度（5

年間)の取組について

○増田委員長

次に、次第3『藤沢市子ども・子育て支援事業計画』令和元年度及び平成27年度～令和元年度(5年間)の取組について。事務局からのご説明をお願いいたします。

○事務局

お手元の資料2、3を用いてお話しさせていただきたいと思います。

まず、資料2をお手元にご用意をお願いいたします。

令和元年度の達成状況としましては、1ページ目に、155事業の各主管課でみずから評価した一覧表をお示ししております。記載のとおり、90%以上達成したA評価が81事業、70%～90%達成できたB評価が70事業、50%～70%未満の達成であったC評価が2事業となっており、評価できなかった事業が2つございます。このうちC評価と未評価のものにつきましては、1ページの真ん中よりちょっと下の表でお示ししております。

C評価の事業については、まず、5ページの番号21「幼稚園に対する認定こども園への移行支援」です。この事業に関しましては、認定こども園への移行を検討する施設に対し、各施設に実情に応じた支援を実施してまいりましたが、移行施設がなかったため、令和元年度はC評価となりました。

また、14ページ、番号71「療育医療給付事業(経由事務)」につきましては、該当がなかったため、担当課からはC評価ということで評価が上がってきました。しかし、この事業は、結核で長期療養を必要とする児童への支援を行うため、県知事へ医療給付に関する手続きを行う経由事務であり、今年度結核の該当者がいなかったことについては、結果としては良いことであり、事務局としてはB評価以上ではないかというふうに考えております。

また、未評価である事業については9ページ、番号45「施設型給付幼稚園移行時の保育料軽減」、16ページの番号80「高校生のシチズンシップ教育の普及事業」は、ともに事業が終わったため、評価ができないものとなっております。

続きまして、2ページ目がこの支援事業計画の前回の取組になっております。

A評価が77事業、B評価が76事業、C評価が1事業、D評価が1事業となっております。先ほどと同じく、CとDの評価につきましては、2ページの下半分の表にお示ししております。

C評価については、先ほどもご説明させていただきましたが、14ページの71番「療育医療給付事業」となっておりますが、こちらは結核の該当者がいなかったため、担当課からはC評価で上がってきております。

また、22ページ、番号113「藤沢市道路特定事業計画の推進」については、取組内容に沿った事業を実施したものの、令和元年度までの5年間に、計画9路線のうち3路線のみ整備が完了したことからD評価となっております。

C評価、未評価については以上となります。

また、A評価については、令和元年度81事業、5年間の取り組みでは77事業ございましたが、この中でも評価できる事業としまして、4ページの番号13「保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大」、8ページ、番号40「小児医療費助成事業」の2つを挙げたいと思います。番号13「保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大」につきましても、後ほど次第4で詳しくご説明させていただきますけれども、待機児童が164人から20人になった点、また番号40「小児医療費助成事業」につきましても、所得制限はあるものの、医療費助成が中学生まで拡大した点を評価したいと考えております。

以上で資料2の報告を終了いたします。

続きまして、資料3についてご説明させていただきます。

まず、表の見方ですが、表の網かけの部分がございます。太い枠の部分が令和元年度実績、さらに右の欄が実績と計画の差となっております。下段につきましては、参考に過年度の実績と計画の差を記載しております。

それでは、細かい各事業については担当課より、ページに沿ってご説明させていただきます。

○事務局（保育課）

初めに（1）「認定こども園及び幼稚園」でございます。こちら誠に申しわけございません、冒頭に資料の数値の訂正が1点ございますので、よろしく願いいたします。

表の左側の上段「市全域」の「量の見込み」がありますが、こちらの2号認定の欄の「令和元年度実績」、網かけになっている（B）の部分でございます。今「20」という数値になっておりますが、これは隣の（A）の計画と同数ということになりますので、「90」が正しい数値となります。それに伴いまして、右側の（B）－（A）の数値が「70」となっておりますが、ここは「0」となります。あわせまして、一番下段、（B）の欄は「990」とありますが、「920」、同様に右側の欄は「0」という形になります。大変申しわけご

ございません。よろしくお願いいたします。

説明に入らせていただきます。認定こども園と幼稚園の令和元年度の実績でございますが、確保の内容から量の見込みを差し引いた数値は920人となっております、こちらは計画と同数となっております。

本市の認定こども園と幼稚園の施設数でございますが、平成31年4月時点では、認定こども園が1園、幼稚園が31園となっております。内訳といたしましては、子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設が6園、それ以外の確認を受けない幼稚園が26園となっております。

表の右側に記載の「取組と今後の事業計画、課題等」でございます。令和元年度につきましては、認定こども園への移行を検討する施設に対しまして、移行に当たっての懸案事項等の調査を行うとともに、移行に向けた支援事業についての情報提供などを実施いたしました。結果としましては、先ほどありましたとおり、認定こども園へ移行した施設はございませんでしたけれども、資料には記載してございませんが、認定こども園以外に幼稚園の中で、先ほど申し上げました特定教育・保育施設、いわゆる施設型給付を受ける幼稚園への移行をした施設は1園あったという状況でございます。

また、下段の平成27年度からの5年間につきましては、平成29年度に幼稚園1施設が認定こども園へ移行いたしました。この際には神奈川県との調整のほか、必要な情報提供を行うなど、円滑な移行に向けた支援を行ったところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページから3ページでございます。こちらにつきましては、市内を4つのエリアに区分した教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保の内容について記載したものでございます。必要に応じてご参照いただければと思います。

(1)「認定こども園及び幼稚園」についての説明は以上となります。

○事務局

続いて、(2)「認定こども園及び認定保育所、地域型保育」については、次第4で詳しくご説明させていただきますので飛ばさせていただきますので、10ページの「利用者支援事業」をご説明させていただきます。

○事務局（保育課）

続いて、10ページ、(1)「利用者支援事業」になります。利用者支援事業の令和元年度の実績は4カ所となっておりますが、これは保育コンシェルジュによる保育相談の実施箇所数となっております。

表の右側記載の「取組と今後の事業計画、課題等」でございますが、保育相談につきましては、保育課の窓口での相談と、湘南台、辻堂、六会、各子育て支援センターでの出張相談の実施となっております。令和元年度は延べ1258件の相談を受けておりまして、さまざまな保護者のニーズに応えているものと考えております。

続きまして、次の（２）「時間外保育事業（延長保育）」についてご説明いたします。

時間外保育事業の令和元年度の実績につきましては5011人となっております、利用の見込みと比較いたしまして2440人の減となっております。こちらにつきましては、年度末にかけまして、新型コロナウイルス感染症対策としての登園自粛等が影響して大きく減になったものと考えております。

表の右側の「取組と今後の事業計画、課題等」でございますが、令和元年度は既設の認可保育所での実施に加えまして、新たに設置した3園におきましても事業を実施したところでございます。平成27年度からの5年間につきましても、新設園を含めまして、公立、法人立の全ての認可保育所において事業を実施しておりまして、一定の保育ニーズへの対応が図られているものと考えております。

○事務局（子ども家庭課）

11ページをごらんいただきたいと思っております。（４）「ショートステイ」でございます。

こちらの事業は、子育て中の保護者の方たちが、病気ですとか仕事、そういった理由でお子さんを預けたい場合にお預かりして、児童の養育を行う事業となっております。この事業は宿泊でお預かりするショートステイなんですけれども、この後ご説明する中で、夕方から夜にかけてお預かりするトワイライトステイもございます。

ショートステイの令和元年度の実績でございますが、延べの利用日数としまして204日でございます。

今後の取組としましては、登録児童数は年々増加しておりまして、今後も需要が見込まれるということがございますので、継続して事業に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、5年間の取り組みの内容ですが、積極的な周知活動を行いました。その結果、5年間で登録児童数は約1.7倍増となりまして、子育て支援の充実につながったものと考えております。実際には利用なさらない方もいらっしゃるんですけれども、いざというときのために登録する方も多いいということで、子育ての安心感を得られるということも本事業の効果と捉えているところでございます。

○事務局（青少年課）

順番、前後いたします。(3)「放課後児童健全育成事業」について、ご説明いたします。

量の見込み3650人に対しまして、平成27年度3119人でスタートして、令和元年度実績としては4253人となっております。しかし、こちらにつきましては条例の基準を超えた定員の設定等を行っていることと、市内の小学校区におきまして、まだ待機児童が完全には解消されてない状況もございますので、令和2年度以降も次期計画を策定して、引き続き放課後児童クラブの整備を進めてまいります。

○事務局（子育て企画課）

(5)「地域子育て支援拠点事業」についてご説明させていただきます。

乳幼児とその保護者の交流、相談のほか、子育て支援の情報提供、講習会を実施する子育て支援センターは、平成28年度に市内4カ所目の六会子育て支援センターを開所し、身近な地域での子育て支援を行えるようになりました。子育てアドバイザーと栄養士に加え、平成30年度に助産師を採用し、マタニティ向けの講座を開始するなど、妊娠期から切れ目のない支援の体制の充実が図られています。

また、利用者のニーズに合わせたイベントを計画し、民生委員、児童委員と連携したり、子育て中の方々が気軽に集えるつどいの広場や、それに準じた藤沢版つどいの広場で助産師や栄養士が出張相談を行い、地域での子育て支援の充実ができました。子どもの家の児童館を利用した子育てふれあいコーナーは、「♪あいあい♪」、「きらきら☆ぼし」の名称で親しまれ、子育て中の方々同士で子育てボランティアと交流、育児相談による子育て不安の悩みが軽減されたり、親子の交流が促進されています。

令和元年度の実績として、38カ所でやりました。プラス1カ所については、Fプレイス（藤沢公民館・労働会館等複合施設）にて、巡回子育てひろばを開催しております。

○事務局（保育課）

引き続きまして、(6)「一時預かり事業」の関係になります。一時預かり事業につきましては、(6)の幼稚園在園児を対象とするものと、次のページ、(7)の幼稚園在園児以外、いわゆる認可保育所等によるものということで、2つに分かれている形になってございます。

お戻りいただきまして、(6)「一時預かり（幼稚園在園児対象）」事業でございます。

令和元年度の実績につきましては、こちらの数値は延べ日数になっておりますが、11万5589人となっております。量の見込みと比較いたしますと4万9193人の増になってございます。こちらは幼稚園利用者の保育ニーズの多様化による利用の増加が予想

以上に進んだことによるものと考えてございます。

表の右側に記載の取組と課題等でございますが、令和元年度は市内の幼稚園31施設において預かり保育が実施されておりまして、昨年10月から開始いたしました幼児教育・保育の無償化によりまして、一部の施設では利用者が増加傾向にあるところがございます。

また、5年間の実績でございますが、市が行う補助事業の実施などによりまして、徐々にではありますけれども、預かり時間の長時間化が図られていると考えておりまして、多様な保育ニーズへの対応が図られているものと捉えてございます。

続きまして、(7)「一時預かり（幼稚園在園児以外）」の部分でございます。

令和元年度の実績は、こちらも延べ人数となりますが、各事業の合計で3万7857人となっております。量の見込みと比較いたしますと2万5783人の減となっております。こちらは先ほどの時間外保育事業と同様に、認可保育所における一時預かりの利用が、新型コロナウイルス感染症対策としての登園自粛等により減少したものと考えてございます。

取組と課題等でございますが、こちらは事業の内訳ごとにご説明させていただきます。

初めに「一時預かり（幼稚園以外）」の部分につきましては、令和元年度は認可保育所等における一時預かりとして、公立、法人立合わせて21施設において事業を実施したところでございます。

5年間につきましても認可保育所等において事業を実施する中で、事業の拡充に向けまして、特に新設園において事業が行われるように対応を進めてきたところでございます。今後につきましては、教育・保育提供区域ごとの利用率等の状況を考慮しながら、事業の充実や効率化を図ってまいりたいと考えております。

引き続きまして、(8)「病児・病後児保育事業」でございます。

令和元年度の実績は、こちらも延べ人数となりますが、合計で697人となっております。量の見込みと比較いたしますと4298日の減となっております。こちらも先ほどと同様に、新型コロナウイルス感染症対策としての登園自粛等による影響があり、減少したものと考えております。

取組と課題等でございますが、こちらも内訳ごとになります。

初めに「病児・病後児保育事業」の令和元年度の取り組みにつきましては、法人立保育所3施設において、引き続き病後児保育事業を実施するとともに、新たに10月から企業主導型保育事業者による病後児保育事業を実施したところでございます。また、今後の病

児保育事業の実施に向けまして、事業計画や実施基準等の検討を進めたところでございます。

27年度からの5年間につきましても、継続的に病後児保育事業を実施したところでございますが、今後に向けましては、教育・保育提供区域ごとのニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、本市の病児・病後児事業のあり方を検討してまいります。

○事務局（子ども家庭課）

それでは、(7)一時預かりのファミリー・サポート・センターとトワイライトステイについてご説明いたします。

ファミリー・サポート・センターにつきましては、子育ての手助けを希望する方、これを「おねがい会員」と呼んでおります。それと子育ての手助けができる方、これを「まかせて会員」と呼んでおります。それらの会員組織を構成しまして、アドバイザーの仲介によりまして地域の人たちがお互いに助け合う事業で、その事務局を運営する事業でございます。

一時預かりのところでは、実績といたしまして、「おねがい会員」が6508人、「まかせて会員」1043人、その両方をしている「どっちも会員」が594人となっております。活動件数は、令和元年度で1万3085件ございました。そのうち、ここに該当する未就学児の一時預かりの利用件数は3936件となっております。

課題と今後の取組といたしまして、「おねがい会員」の増加数に対しまして、「まかせて会員」の増加数が少ないということがございますので、市民ニーズの増加も今後想定いたしまして、「まかせて会員」を増やしていきたいというふうに考えております。引き続き周知活動を行っていききたいと考えております

5年間でございますが、積極的な周知活動の結果、こちらも会員数が増加しております。子育て支援の充実、子育て中の安心感につながったものと捉えております。

それから、トワイライトステイでございます。延べ利用日数が93日ございました。こちらは今、市内4施設で行っておりますけれども、事業所型の利用数が少ないということがございますので、さらに積極的な周知活動を行って、本事業の利用を必要としている方に情報が行き届くように努めたいと考えております。

5年間のところをごらんいただきますと、トワイライトステイは積極的な周知活動の結果、5年間で登録児童数は約1.7倍となっております。子育て支援の充実につながったものと捉えております。

(8)「病児・病後児保育事業」でございます。

ファミリー・サポート・センターの事業の中でも、病児・病後児のご利用がございまして、「まかせて会員」さんが受け入れ可能な範囲とはなりますけれども、お預かりの事業をやっております。

「取組と今後の事業計画、課題等」ですが、令和元年度の活動件数をご覧ください。総件数が1万3085件、そのうちの病児・病後児の利用の件数は105件となっております。まだ病児・病後児を預かれる「まかせて会員」が少ないというところがございますので、「まかせて会員」に対しまして、受入可能な範囲内になるんですが、病児・病後児の預かりをしていただけるように、さらに働きかけを進めていきたいと考えております。

続きまして、13ページをご覧くださいと思います。(9)「ファミリー・サポート・センター(就学児の預かり)」でございます。

事業のご説明は先ほどいたしましたので省略させていただきますが、活動件数といたしましては、1万3085件のうち就学児の預かり、これは送り迎えだけの活動は除きまして、預かりをしていただいた件数としては1826件となっております。ファミリー・サポート・センターにつきましては、さらに積極的に周知活動を行いまして、会員数の増加に努めてまいりたいと考えております。

○事務局(子ども健康課)

(10)「妊婦健康診査」、(11)「乳児家庭全戸訪問事業」につきましてご説明させていただきます。

(10)「妊婦健康診査」につきましては、従前より安全安心な妊娠期・出産期を経て子育て期を迎えられるよう、妊娠期の健康管理に役立てていただく医療機関専用の14回分の妊婦健康診査の費用を公費負担するものです。1回目は検査等を含むため1万円、2回目から14回目までが5000円で利用できるようになっております。初診の時期がそれぞれ皆さん異なるために、平均利用回数がおおむね11回から12回程度となっております。

出生数の減少に伴いまして、妊婦の数が減少しております。健診の受診数も相応して、5年間で届け出自体は210人の減少になっておりまして、妊婦健診の受診数も、合わせて3036回ほど減少しているような状況です。受診率は経年的に、1人に対しての受診率としては横ばいになっているような状況です。今後も医療機関のご協力をいただきながら、適正な妊婦健診の実施について妊娠届け時等の機会を捉えまして、より一層の周知啓

発に努めてまいりたいと思っております。

続いて、(11)「乳児家庭全戸訪問事業」についてでございます。

ご覧いただいておりますとおり、過去5年で約250人程度の減少となっております。平成30年度から令和元年度におきまして、訪問実施率は102%から97.2%と4.8%の減少となっておりますが、提出日等の変動が毎年あるような状況です。昨年度末から、新型コロナウイルス感染症に伴う訪問の延期等が影響しまして、年度全体で見ると減少となっております。現在も引き続き、感染予防対策を講じながら対応しているところでございますが、長期的な視点で適切な訪問体制のもと個別支援を継続できるよう、電話ですとか、来所の方法等も組み合わせながら実施している状況です。

現在核家族化が進みまして、孤立しがちな子育てになりやすいということも課題でありまして、今この課題に対応するべく、この時期に必要とされる支援体制について検討を行っているところでございます。まず、産前産後を通じた支援に関するニーズ調査を行う乳児家庭全戸訪問事業ですとか、その他、乳児時期に利用できる教室等も3カ所行いまして、直接お母様にアンケート調査をさせていただいております。それから、産後の健診体制の整備ですとか、産後うつの対策も含めました産後の子育て期を切れ目なく支援するための部内横断的な対応について、幅広く支援体制のあり方を検討、整備を段階的に行っていく予定にしております。

○事務局（子ども家庭課）

(12)「養育支援訪問事業」について説明します。

こちらにつきましては、子どもの養育について支援が特に必要であると判断した家庭ということで、主に児童虐待に関する家庭という形になります。保健師、保育士等による養育に関する指導・助言やヘルパー派遣による育児・家事の援助を行いました。

実績としましては、専門的指導・助言ということで保健師さんによる指導が170件、育児・家事の援助等ということで105件になっております。こちらは関係機関との情報共有をさらに進めながら、お互いの役割について認識を深めて、今後は定期的なカンファレンスや打ち合わせの機会を引き続き利用しながら、事例を通じたアセスメントの共有を図りたいというふうに考えております。

障がいや高齢の方へサービス提供しているヘルパーさんをお願いしておりますので、子どもについて、また複雑困難な事例のケースのご家庭についても、十分な知識やスキルが必要であると考えています。現場に出るスタッフの方にそういったスキルを身につけてもら

いながら、支援の場を提供したいと考えております。

27年度から令和元年度の5年間についてですけれども、子どもの養育について支援が特に必要であると判断したご家庭を訪問しながら、家事援助等を行っております。対象になる世帯数は、年度によって実は増減がございます。実際に昨年度はコロナ禍にありながらも、前々年度に比べると増えております。今後も児童の安定した養育を確保するために、引き続きこちらの事業をする必要があるというふうに考えております。

○事務局

長くなりましたが、次第3の説明を終わりにします。

○増田委員長

かなり時間をとって報告してくださったんですけれども、委員の皆様方から、ご質問やご意見をどうぞお出しただきたいと思います。あるいは、このところはもっと説明をしてほしいということも含めてお願いいたします。

○山下委員

まず、資料2の最初のところで、5段階方式による自己評価と書いてあるんですが、中には関係機関と連携して、自己評価じゃなくても出せるものがあるんじゃないのかなという気もしているんです。全て自己評価だと、例えばこの中、全部はまだ見切れてないんですが、この中で自己評価Aとなっているんですが、実際にそれを受けている、サービスを提供されている者として、「あっ、これもAなのか」という気がしているものもあるんですね。その辺、差があるのかなという気がしているのがあるので、自己評価だけではなくて、外部評価というか、受けたほうの評価も、とれるものはとっていくというやり方ができないでしょうかというのが、まず1点。

○増田委員長

大事な視点だというふうに思いますので、今のことにつきまして、どなたかご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

おっしゃるとおり、この評価というのが、各課で実際に実施した事業の評価になってしまっているんで、課によってはちょっと評価のばらつきというのがあるかと思います。これが第一期のものになります。来年度は、昨年度策定しました計画に関する進捗管理になりますので、評価のところについては、ご意見を踏まえた上で評価の方法を考えたいと思います。

○増田委員長

ほかに、説明をなさる課やご担当の方はいらっしゃいませんか。

○事務局

今、委員からご指摘をいただきました法定事業以外の155事業については、任意に定めており、ハード物の整備であったり、ソフト事業であったり、各部が取り組んでいる事業を155という形で掲載しており、これを客観的にどこかの機関が評価をするとか、また第三者の方に評価をしていただくというのは、現時点では非常に難しいと思っています。

市全体の取組を評価するという意味では、毎年、市民意識調査を実施しており、市民とのワークショップなども実施されておりますので、子育てにやさしい街が達成できているかという総合的な評価というのはさせていただいているところです。

個別の事業を事業課以外の視点で評価をしているということにはなりませんけれども、委員の直接のご意見にお答えしていくというのはなかなか難しいかもしれませんが、まちづくり全体ということでの評価はいただいているところでございますので、補足させていただきます。

○山下委員

今、例えば保育園の待機児の解消で、目標値をほぼ達成しているということの報告があった中で、保育園をつくるというのはハードな部分だと思っています。ソフトの部分をどういうふうにしていくかということで、両方でその目標というのが達成されていると思うんです。今の説明だと、いろんな人の評価を受けてその内容を良くしていくことよりも、今は、ここでこういうふうに出すことのほうが大切であるという説明と理解しちゃったんですが、それはちょっと違うんじゃないかなという気がするんですね。

○増田委員長

何か補足がございますか。

○事務局

保育園の待機児童の部分については、資料3のほうで法定の13事業と教育・保育の量の見込みと確保策ということでは法定の事業として行っています。ただ、今お話のあった量に対する施設確保ということではなくて、保育サービスの部分をどのように評価するかということについては、確かに子ども・子育て支援事業計画の中でも、そこは評価対象にはなっていないところです。

ただ、藤沢市の待機児童対策を行う上で、保育士不足の解消というのは喫緊の課題であ

って、この間、関係者の皆様との意見交換を重ねてきているところでございます。また、この間、保育士確保策については市の施策としても毎年度充実を図っているところです。事業内容等については、子ども・子育て会議の場も含めて、皆さんと協議していきたいと思っています。

○増田委員長

山下委員、よろしいでしょうか。

○山下委員

全部をひっくるめての評価はできないとは思っています。ただ、できるところから評価を入れていくことが、この子ども・子育て会議が前進していくことだと思っているので、その旨を伝えたわけですから、今の言い方で良いんじゃないですか。役所の方ができるものはやっていく、できないものはしょうがないですという意見ももつともだと思えます。

○増田委員長

この保育所の評価については、私が国の基準をつくるころからかわりを持ち、平成14年からスタートしているんです。もちろん、そういった第三者評価だけがその評価の手法ではございませんけれども、この第三者評価についても、藤沢市においてどれくらいの施設が受審しているのか、そしてどういうところに良さがあり、まず良さだと思うんですが、藤沢の良さをしっかりと確認した上で、しかし課題はどこにあるのだろうか。

それから、あわせて保育所が先行しましたが、幼稚園のほうの評価も、私もヒアリングに参りまして、保育所のほうの説明をいたしましたけれども、藤沢市は比率からいけば幼稚園の在籍比率が高いという中で、就学にしても、それから他の事業についても、評価について量ではなく、質に関してしっかりと評価するというのも、今後の1つの課題として認識できればというふうに私は思いました。

○山下委員

評価ということで、あえて皆さんに聞いてみたいんですが、「ユースエール」という言葉をご存じの方、いらっしゃいます。——どなたもいらっしゃらない。

これは神奈川県が若者の就業に対して積極的に、また企業の中の状況をよくして働きやすい職場をつくっていくということで、労働局長から表彰されるもので、そういうのも1つの評価の対象になるのかなと思っているんですが。ただ、誰も知らないんだというのわかりました。

○増田委員長

ぜひ委員も、そしてまた行政の各ご担当のところでも、そうしたいろいろな動き、取り組みというものを検討した上で、藤沢で何をどんなふうに生かしていったら良いのかということも今後の課題として認識していきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○柘居委員

資料2の5ページのところで、2つお尋ねしたいと思います。

1つは、19番の「保育サービスの第三者評価の実施」の令和元年度のところに、「公立保育所において、継続的に第三者評価を実施した。今後は法人立認可保育所による実施を推進していく」という説明がなされているんですが、これを読むと、法人立保育はまだ実施してないというふうに読めちゃうんですけども、その辺は把握されてますか。

○事務局

柘居委員から、以前もこの部分についてはご意見をいただいていると承知しておりまして、法人立保育園においても第三者評価を積極的に取り入れられているということについては、市としても承知しております。表現については確かに誤解を招く表現だと思いますので、ここについては今後、表現は気をつけたいと思っています。

○事務局

今ご答弁申し上げたとおり、ちょっと表現がどうかというのは感じております。そうした中で、当然のことながら法人園の実施状況というのは把握してございまして、令和元年度の実施状況は、55園中5園ということでこちらとしては確認しております。今ご質問のところで言えば把握はしてございます。

○柘居委員

ご存じだと思うんですが、それでいったらこの書き方はちょっとふさわしくないかなというのと、先ほど川口さんのほうからも、公立保育園と同じように法人立も受けているということもおっしゃられていますけれども、第三者評価の評価事項というのは神奈川県に1個しかないの、神奈川県の評価事項のホームページを見れば全部出ている話なので、私も今日見てきたんですが、5つの中で、例えば〇〇保育園さんが3回目となっています。私どものところも、同じ法人でも2回目、3回目を受けているんです。3回目を準備しているところもあります。

公立保育園は17園あって、2園ずつ計画を立てていると思いますが、認可保育園では積極的に何回も受けていらっしゃるところはたくさん受けていらっしゃるの、その辺、

法人立保育園の取組ということについて公立保育園と同じようにというか、公立保育園もやっていたらと思うんですが、法人立もしっかりやっているということについて、きちんとした表現を望みたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。表現等については、先ほど申し上げたとおりというふうを考えてございます。

今ご指摘の部分につきましては、市としましても第三者評価の受審というのは、できれば進めてまいりたいと考えてはいるんですけども、ちょっと詳細なお話になってしまいますが、現在、国のほうの運営における給付費、公定価格と言われる中に、第三者評価を実施した際に評価される仕組みになってございます。こうした仕組みの中で、これが5年に1回という制度になっているということも1つ課題になっているのかなと思いますので、こうしたところについてはどういった形で支援ができるのか。場合によっては要望なども上げる中で、そういった実施に向けた課題にもスポットを当てて、対応を図ってまいりたいと考えおります。

○榊居委員

今のお話、とても心強く伺いました。第三者評価は前もここで話をさせていただきましたが、受ければ良いというものじゃないので、それはいわゆるPDCAサイクルを回すということで、受けて、そこからまた目標を立てて実施して、評価につなげていくということで、それを回していかなければ評価をする意味がないと、私なんかも思っております。ですので、受けました、受けた年は、じゃ一回補助金をあげますということだと、そのサイクルを回しているという中での評価にはつながっていないのかなというふうに思います。その辺、一回受けたら、その受けたことをどのように受けとめて、次の改善に向けてやっているのかというところも含めた事業として、補助のほうも考えていただけるととても助かると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○増田委員長

私のほうから言うまでもないと思うんですけども、この会議は就学前の子どものことだけに限定しているわけではございませんけれども、就学前の子どもの量的な対応というものでは積極的な取組はなされている。しかし、何といたっても質を問われるという中で、第三者評価についてもかつてはかなり評価の意味というものを国、指定各都道府県で実施してきました。私もずっとかかわりを持ってきました。そうした積極的な意味でのこの評

価について、しかし、国では自己評価についても新たなガイドラインもできたところであり、そのようなことの周知がちょっと不足しているのかもしれませんが。

そうした保育の質がいかに大事かということは、運営する側にはもちろん大事なことで、すけれども、その保育を受ける子どもを託す各家庭、保護者にとっても、そのことへの理解はとても重要だと思いますので、今後、藤沢市としてより保育の質、子どもの視点に立っていく。そして、評価というのは決して悪いところ探しではない。PDCAサイクルというふうにおっしゃいましたが、質を高めるために今取り組んでいること、しっかりとやっていること、今後の課題を明確にしていくために行うという意味で、そのあたりの積極的な周知、取組ということを今後、私も期待したい。そして、そのことがいろいろな施策に生かされていくことができたというふうに思います。

委員のほうからのご質問、ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

学校関係の委員のほうからは何かございますか。共育計画のことは後でありますか。共育計画ができますよね。ちょうどコロナで、いろいろな意味で子どもの貧困、いろいろなことが言われている中で、私はこれができてよかったと思いましたが、委員はいろいろな意味で努力をしていただきました。何かご意見を。

○澁谷委員

今年度から共育計画について実施されていくということで、まさに今、委員長のご指摘があったとおり、こういうところは行政、公的なところがしっかりと手を入れていく中で、藤沢市全体が安心できる生活の場になるということが非常に大事かと思えます。

過去5年の評価につきましては、私はあまりかかわってないので、経過がよくわからない部分もあるんですが、1つは、重なりますけれども、どうしても質的な部分ですね、量だけではかれない部分が非常に多い。特にこの制度の対象になってくるような方たちは、なかなか量的にはあらわれない部分がありますので、そのあたりにつきましては再度変えていきたいというふうに思っております。また、共育計画を策定された方々からも出たように、地域の中でいろいろ気づいていることがあるんですけども、それをどこにどうつなげていくのかというのがちょっと課題だねということが挙がっていました。

今回も例えば利用者支援事業1つとっても、利用者支援事業があり、子育て世代包括支援センター、さらには子育て支援センターもありという形で、似たような事業が実に乱立しているんですが、これが地域の人からどういうふうに見えるのかというところは非常に大事です。事業をつくったけども、どこが何をやっているのかよくわからないというこ

とがないように、利用者の方から見て評価をするということは、共育計画の中ではぜひやっていただければということです。

○増田委員長

とてもわかりやすい話になったかなというふうに思っております。

4 待機児童の状況と今後の取組等について

○増田委員長

次に、次第4「待機児童の状況と今後の取組等について」。事務局からのご説明をお願いいたします。

○事務局

資料4をご覧くださいながら、まず内容の説明をさせていただきたいと思います。

「待機児童の状況と今後の取組等について」ということで、1「待機児童の状況について」でございます。本市においてはこれまでも、子ども・子育て支援事業計画また保育所整備計画に基づいて、保育需要に対応するための取組を進めさせていただいたところでございます。

令和元年度の取組といたしましては、認可保育所6施設の新設と再整備に伴う定員拡大によりまして、令和2年4月の時点で、昨年と比較して477人の定員拡大を図ってきたところでございます。これに加えまして、施設整備以外の取組として4つ取組を進めさせていただいた内容もでございます。

1つ目が、新しく開設した保育所の空きスペースを活用させていただいて、年度限定保育事業という取組をさせていただいています。

2つ目は、申込者が定員を下回る状況にございます0歳児について、公立保育所の0歳児の受入枠を減らして、かわりに待機児童のほうに、1・2歳児の受入枠の拡大を図ってまいりました。

3つ目が、藤沢型認定保育施設ですとか企業主導型保育事業の4月の入所状況について、事前に情報収集を市のほうで行わせていただきまして、入所保留となった保護者に電話をかけて、それぞれの状況を伺いながら、通える距離で4月に入所できる施設のご紹介をさせていただいて、認可外保育施設を活用した受け皿と利用者支援という形で取組を進めさせてもらいました。

最後に4つ目が、保育施設利用申込書、保育所に申し込むときにご提出いただく資料で

すが、ここに「育休中で直ちに復職することを希望しない」、この意思確認ができるチェック欄を設けさせていただきまして、その保護者に保育の緊急性についての確認を行ってまいりました。

これらの取り組みを進めた結果、今年4月1日の待機児童数は20人となり、昨年と比較して144人減少させることができたところでございます。

細かい就学前児童数以下、待機児童の内容につきましては、1ページの表をご確認いただければと思います。

続いて、2ページをご覧ください。「認可保育所等の公募結果とガイドラインの進捗見込み」ということで、こちらのほうは来年の4月に向けた保育需要に対応するために実施した認可保育所及び小規模保育事業の公募結果についてご報告させていただくものです。

まず、公募の概要につきましては(1)に記載のとおりでございまして、(2)公募結果については、今年4月13日から15日にかけて選考委員会を開催させていただきました。その結果、2ページの下段にございます表のとおり、認可保育所で8園、小規模保育事業所で5園の事業者の選定を行わせていただきました。

3ページにお移りいただきまして、(4)新設整備以外で既に決定済みの施設整備による定員拡大としては、①から③の内容で主には再整備によるものになりますが、こちらで108人の定員増を令和3年4月に向けて予定しております。(4)の一番下に※印がございます。先ほどの新設整備、そして再整備による園数で、合わせまして令和3年4月には746人の定員拡大を見込んでおります。

続きまして、(5)藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)の進捗見込みでございまして。令和3年4月に向けて、先ほどご報告させていただきましたとおり、公募を行い、また決定済みのものも合わせて、746人の定員拡大を図ります。それぞれ施設種別ごとに、計画値、拡大見込数、それに対する増減という形になりますが、ちょっと地区的な偏りは生じるものの、全体としては計画値以上の定員の確保ができる見通しとなっております。

(6)再公募についてでございます。ガイドラインにおける計画値を上回る定員が確保できることが見込まれるので、認可保育所の再公募については、現段階では行わない予定としております。また、応募がなかった中部地区の小規模保育事業については、コロナウイルスの関係の動向とかも踏まえまして、今後判断してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、3ページの一番下、3「既存保育施設の再整備について」でございまして。

こちらは平成14年に認可保育所となりました藤沢ベビーセンターが、保育環境の維持・向上と定員拡大を図るため、現園舎の再整備を予定しております。この再整備後の定員拡大については、現段階では15人の増員を予定しているところでございます。

4ページをお開きいただきまして、4「幼稚園送迎ステーションの実施について」でございます。こちらにつきましても保育所整備計画（ガイドライン）において、待機児童対策として効果が期待できる取組として、この間検討を進めさせていただいておりました。こちらにつきましてはモデル事業として、今年の10月から事業をスタートしてまいりたいと考えております。

まず、(1) 目的でございます。小規模保育事業であるとか家庭的保育事業だと、0歳児から2歳児まで預かる施設を利用したお子さんを3歳以降も同じように預けたいと思ったときには、認可保育所なり幼稚園に入っただくこととなります。とりわけ、その3歳後の保育の受け皿が足りないという状況が市内一部の地域にございます。これに対応するため、幼稚園を活用しながら送迎ステーションで、幼稚園で過ごす前後の時間と、夏休みなどの幼稚園が休業している時間、この預かり保育を行うことによって待機児童の減少を目指す事業でございます。

(2) に事業概要をイラストを含めて書かせていただいておりますが、こちらの内容についてはご参照いただければと思います。

5ページにお移りいただきまして、最後に「公立保育所のあり方の検討について」でございます。こちらにつきましては、ガイドラインや藤沢市の行財政改革2020実行プランの個別課題に位置づけております「公立保育所のあり方の検討」については、公立保育所を教育・保育提供区域ごとに、基幹保育所と地域保育所、その他保育所の3つに分類しております。そして、それぞれ役割や機能を整理しているところですが、このうち、その他保育所については、建物の老朽化と地区の待機児童の状況を鑑みて、施設のあり方について検討を行っていくこととしています。今年度の待機児童の減少であるとか、定員拡大の状況を踏まえまして、公立保育所のあり方については、今後より具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で「待機児童の状況と今後の取組等について」の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○増田委員長

今のご説明について、何かご意見ございますか。

○山下委員

幼稚園送迎ステーションのところなんです、開所日時は「日曜祝日、年末年始を除く」というふうには書いてあるんですが、こども園は土曜日やっているんですよね。だったら、幼稚園じゃなくて、こども園じゃだめなんですか。

○事務局

こども園でも良いと思っております。この事業を検討するにあたり、フルタイムで働いている家庭の子どもは、幼稚園の稼業時間では通園することが難しいと思います。預かり時間についても18時までとなっており、長期休業もあります。そういう中で、先ほどもお話ししました幼稚園の前後の時間と、休業している期間の預かりが可能となります。

○山下委員

最初のうちはこども園は土曜日開所してなかったんですが、今は開所しているのであれば、幼稚園に土曜日、開所を願うよりも、こども園のほうがスムーズじゃないのかなと、やっぱり思いますけど。

○事務局

考え方は、先ほど述べたとおりです。本市の現状といたしましては、先ほどの説明でも若干触れましたけれども、認定こども園の移行はあまり進んでいないというところがございまして、そうした部分も1つ課題と捉えております。加えて今、認定こども園が本市は1園ございましてけれども、こちらについては土曜日は開所していないということもございまして、そうした移行自体の支援というところについても、考えていきたいと思っております。

○山下委員

ちょっとわからないのは、こども園というのは1号認定、2号認定、3号認定の子どもまでがいるんですよね。幼稚園というのは土曜日休みで、長期休暇もありますよね。それは預かりで対応しているんですが、そこに対してこういうお願いをすることの難しさよりも、こども園のほうが受け入れやすいのではないのでしょうかというお尋ねをしているんです。

○事務局

幼稚園送迎ステーションの仕組みを考えさせていただいた理由の1つとして、小規模保育事業者さんを利用されている保護者さんが3歳からの受入先を探すときに、幼稚園の利用希望というのも一定程度あるということがあります。先ほどもご説明させていただいた

とおりで、私学助成で運営している幼稚園も、給付型の幼稚園も、認可保育所と同程度の預かり時間の確保は難しいというところがあります。幼稚園の預かり時間の前後の預かりを確保することができれば、幼稚園の利用希望をされる保護者さんのニーズに応じていけるということと、折から昨年10月からは無償化にもなりましたので、利用者さんの負担も一定程度軽減しながら、小規模保育事業を卒園される方が幼稚園を利用することが、1つ可能になる仕組みであると思っています。

藤沢市の認定こども園につきましては、幼稚園型の認定こども園で、幼保連携型ではないので、実際に受け入れをしていただいているお子さんに、3号はいません。3歳以降のお子さんを受け入れていただいているということです。認定こども園に移行されている事業者が幼稚園送迎ステーションの仕組みに手挙げをしていただければ、対象として受入先ということにはなり得ると思っています。

○山下委員

すっきりよく理解できないんですけども、仮に湘南台だとすると、こども園がありますよね。ならば、バスもありますよね。だから、何が難しいのか、ちっとも僕にはわからないんですけど。ましてこども園ですから、月一土で7時から19時、もうちょっと短いのかな、それは園によって若干違います。開いているわけですから。小規模からの移行は、利用時間と利用日等があまり大幅に変わることなく移行できるじゃないですか。

幼稚園というのは全く違うんですよ、システムが。だから、なぜ幼稚園にまずお願いするのが先であって、こども園にお願いしないのかなというのがわからないんですよ。

○事務局

そもそも、この幼稚園送迎ステーションよりも、認定こども園のほうを利用するのが先なんじゃないのというご指摘で受けとめていいですか。それはおっしゃるとおりで、ただ、湘南台の認定こども園の定員を含めても、3歳以上の定員が足りないという現状があります。その中で3歳以上の定員だけをつくるのは、今おっしゃった認定こども園に移行していただいてつくるか、認可保育所をつくるしか、手法としてはないんだというふうに我々は認識をしています。

先ほど来お話をしているように、認定こども園は、移行に向けて皆さんとお話し合いをさせていただいたんですが、それはなかなか進まない。かといって認可保育所をつくると、当然それなりの経費もかかりますし、最近、手挙げも少なくなっているような状況の中で、それ以外の方法、既存の施設を使った方法で3歳児以降の受け皿確保ができないの

かと考えた結論の1つが、この幼稚園送迎ステーションだと考えています。

既存の施設ということ言えば、今、幼稚園さん、入所率というのは地域によっていろいろ違うと思っているんですけども、今回、事業者と協力関係が結べたところについては、3歳以降についての受け入れができますよというお話をいただいた中で、この間協議を進めてきて、実施に向けて今、準備をしているところでございます。

おっしゃるとおり、認定こども園の定員が使えればよりいいんだろう。今ある認定こども園の定員の中でできれば、もしかしたらそれで解決してしまうかもしれないんですが、今それが見込めないのも、このような形で事業をやらせていただきながら、早急に3歳児以降の待機児童の受け皿の確保というところはやらせていただきたいと考えて、この間、検討を進めさせていただきたいところです。

○増田委員長

今、いろいろな課題が含まれていると思います。国はなぜ認定こども園を推進してきたか。当初から私もここにかかわっておりましたけれども、藤沢は、そういう点ではちょっと特異な地域だというふうに思います。保護者の状況が、就労しているとかいかなる状況においても、教育をしっかり受けることができる。そういう場合は幼保連携型認定こども園ということで、国が推進しているわけです。

しかし、今の現状の藤沢は、藤沢なりのこれまで経緯やら、それぞれの法人の考え方等があるかと思いますが、先ほどご説明がありましたが、育休等の状況から0歳児が減り、国全体を見ても1～2歳児の待機児がほとんどであるというような状況、そして、小規模等の多様な保育形態の施設がある中で、藤沢も今回認めたのが、そういうことがありますよね。ということは、今の課題が今後も継続する課題だというふうに思いますので、この場もそうですけれども、それぞれの場で少し広く、いろいろな考え方を取り込みながら、ぜひ検討していただければと思います。

他の委員で、今のことに関して何かご意見ございますか。

○齋藤（勤）委員

今の幼稚園送迎ステーションの件なんですけれども、ちょっと勉強不足でして、21人の予定定員ということで7人ずつなんですけど、これは4歳からとか5歳からというのは、初年度は見込めないんだろうと思っているんです。提携幼稚園さんが今1園ということで、これだと利用者さんのほうもあまり選択肢が広がらないのかなと思っているんですけども、今後の提携幼稚園さんの予定とか、その辺をお聞かせいただきたいのと、開所時期が

10月となっているんですが、10月に開所して、いきなりこれを利用される方という見込みがあるんでしょうか。この2点、お願いします。

○事務局

まず、1点目の提携幼稚園についてですが、スタート時はスモールスタートで進めたいというふうに考えております。そういう意味では送迎ステーション1、幼稚園1の1対1の関係でスタートを切らせていただきたいと思います。ただ、これは請け負う事業者との話なんですけれども、当然、保護者もその幼稚園だけではなくて、市内のほかの幼稚園に行きたいというご要望も既に聞かれているようなことから、現段階では特に北部のほうになろうかと思っています。具体的に〇〇幼稚園さんですか、〇〇幼稚園さんというところのお名前が挙がっております。湘南台駅の前から、バスで30分以内の範囲で通えるところであれば、一定対応できるんじゃないかな、と。その辺については今後、事業者と詰めてまいりたいと考えております。

2点目の開始時期が中途半端なんじゃないか、これでちゃんと利用者が集まるのかというご指摘だと思います。これについては、当初この請け負う事業者自体が既に4月から始めているという計画でございました。それは昨年末の話です。昨年末の段階で一度ご相談をいただきまして、もう自費でもやりたいんだというお話だったんですが、市のほうで国の補助金等を調べましたら、国の保育対策総合支援事業費補助金というメニューの中に、広域的保育事業のメニューがありまして、そこが充てられるということで国のほうとも相談して、補助金の交付ができるという判断をいただきましたので、まず半年については自費でやっていただく。半年以降については、公費を入れてやっていくという形で進めていきたいと思います。

利用者人数の7、7、7、21人という定員ではあるんですけれども、とりあえず現段階ではこの人数割でやっていきたい。今後、当然お部屋の状況とかもある中で、ふやしていくことについては考えていくと伺っているところです。

○齋藤（勤）委員

ここを利用されている方は、1号なんですか、2号なんですか。

○事務局

利用できる子どもの要件として、保育の必要性を認められている必要がございますので、2号認定ということになります。

○山下委員

昨年の12月ぐらいから話が進んでいるということだったんですが、これは初めて聞いた話なんですが、園長会のほうには当然話が行っているんですね。いつごろ行ったんですか。

○事務局

園長会のほうには年明けぐらいですね。既に幼稚園協会の役員会のほうにはご報告させていただいた上で、進めている事業でございます。

○山下委員

役員会に報告したんですね。わかりました。

○増田委員長

まだまだいろいろな課題があるかと思えますけれども、今後ぜひいろいろな面で検討をよろしくお願いいたします。

5 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

○増田委員長

次に、「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」。事務局からのご説明をお願いいたします。

○事務局

「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」、資料5をもとにご説明させていただきます。

利用定員の設定についてでございますが、平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度において、従来の認可定員のほかに、新たに利用定員を定めるようになりました。認可定員は施設の設置に当たり認可された定員、利用定員については、給付費の単価水準を決めるための定員となっております。藤沢市では平成29年度まで、利用定員は認可定員と同数を基本とすることとして運用を行っていましたが、新たに開所する認可保育所において、開所後1～2年間については4～5歳児の定員について充足されないという実態が多く、結果として入所児童数と公定価格給付における定員に乖離が生じていた状況がございます。このため平成29年度の子ども・子育て会議において、利用定員を設定する際の運用基準を策定し、以後、この運用基準に基づき決定させていただいた次第でございます。その運用基準につきましては、本日、追加で配付させていただきました「藤沢市利用定員の設定における運用基準」となっておりますので、ご参照ください。

本日ご説明させていただく辻堂ももはな保育園における認可定員及び入所状況につきましては、資料5の中にございます認可定員64人に対しまして、6月末時点での入所児童が28人となっております。このため運用基準にございます2の(4)、審査後の認可定員数20人以上の乖離がありましたので、入所児童数28人に10人を加え、下一桁を切り上げた40人を利用定員として設定してまいりたいと考えております。なお、辻堂ももはな保育園につきましては、この7月1日に既に開園しておりますので、事後報告となつてしまい、大変申しわけございません。

以上で「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」のご説明を終わらせていただきます。

○増田委員長

何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

6 新型コロナウイルス感染症に対する子ども青少年部の対応について

○事務局

それでは、6番目の議題でございます。「新型コロナウイルス感染症に対する子ども青少年部の対応について」ということで、事務局からお願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

4月7日に緊急事態宣言が発令され、翌日、鈴木市長から、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた市民の皆様へのお願いや防災無線での呼びかけもありました。そのような中で藤沢市内のコロナウイルスの感染症者は、7月9日には69名で、7月6日には市内小学生の感染が報告されています。小学校を含めた今後については、調査結果に基づき対応する予定となっておりますが、藤沢市は今後も感染拡大防止のため精いっぱい努力するとともに、市民生活を支えられるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「新型コロナウイルス感染症に対する子ども青少年部の対応について」、ご報告させていただきます。

子育て支援センターでは、施設閉所に伴い、電話相談を継続実施してまいりました。また、自粛生活で生活スタイルの変更を余儀なくされ、ストレスを抱えざるを得ない子育て家庭に向けて、フェイスブックやホームページ、子育てアプリふじさわなど、SNSを利用したメッセージを配信しました。

緊急事態宣言中の相談内容で一番多かったのは、母自身の心配事で、イライラする、子どもに手を上げてしまいそうだなど。2番目は、ひろばの開始時期についての問い合わせなど。3番目は、子どものことについての相談で、食べない、寝つきが悪いなどでした。以下、栄養相談、集団生活についてなどの相談がありました。

緊急事態宣言後は、コロナウイルス感染症のことで外出がままならなかった子育て家庭に対して、安心してひろばを利用していただけるよう、新しい生活様式を踏まえ、時間限定の予約制のひろば、来所相談等を実施しております。

○事務局（子ども家庭課）

子ども家庭課の行っている業務は、子ども・子育ての相談、虐待、発達、障がいのあるお子さんに関する相談、それから子育ての支援事業でございますが、いずれも一部縮小はいたしましたけれども、継続して実施をしてまいりました。

コロナの対応としては、ファミリー・サポート・センター事業におきまして、今回、小学校等が臨時休校ということがございましたけれども、子どもの預け先としてファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料の助成を行いました。実績としましては、39回の利用についての助成がございました。

それから、子どもの虐待の対応でございますけれども、こちらは3月以降の学校等の臨時休校ですとか、保育園の登園自粛等がございましたが、通常の際のようなお子さんの見守りができなかったケースもありましたので、要保護児童の名簿等の綿密な点検を行いまして、家庭訪問ですとか、要保護児童対策地域協議会のネットワークの活用などによりまして、通常時に加えてさらに安全確認と支援に注力いたしました。また、4月下旬に国から、子どもの見守り強化アクションプランを実施するというので通知がございましたので、その対応の中でも支援対象としているお子さん全員の状態の把握ですとか、安全の確認をいたしました。

○事務局（子ども家庭課）

障がい福祉サービスを利用している事業所ですけれども、こちらは特に放課後等デイサービス、障がいのあるお子さんの放課後、児童を預かる療育を提供する施設ですが、こちらのほうもコロナの影響下にありながら、引き続き開所されていまして。この間、国、県、藤沢市から、事業所にマスクの配布をさせていただいたり、微酸性電解水も定期的に配布させていただきながら、継続していただいた事業もございます。やっと学校のほうも再開されて、事業所も、通所を控えていた親御さんもいたんですけれども、現状、前と同様に

通所しているような状況に戻ってきているというふうに伺っております。

○事務局（保育課）

保育園につきましては、国のほうから当初、閉所はしないで、基本的には開所ということで考え方が示されました。そういう意味では3月5日から開所はしていますが、登園自粛の要請を各保育所等にさせていただきました。最終的には6月30日まで登園自粛の要請をさせていただいて、7月から通常保育という形になっております。とりわけ4月7日、緊急事態宣言が出されたタイミングで、より強い登園自粛の要請をさせていただいて、基本的にはエッセンシャルワーカーと言われている方々の保育についてしっかりサポートしていくという体制を組まさせていただきましたところでございます。あわせて、登園自粛を協力いただいた保護者の皆さんに対しては、保育料の減免措置を同時にやっております。

施設に対しましては、マスクが非常に入手困難だったタイミングでありましたので、マスクの配布等に対応するとともに、コロナ関連の消耗品とか経費の補助、これは国のメニューもございましたが、そういった対応を並行してやらせていただいたところです。

あと、今回、6月の議会の補正予算でお認めいただきましたが、認可外保育施設への登園自粛要請に対応した助成だったり、給食食材費に対する減免措置について、これから具体的な対応について詰めていきたいというところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○事務局（子育て給付課）

子育て給付課は、子育てに関する給付事業を行う課でございますので、児童手当ですとか児童扶養手当の支給をしているんですけども、それに関連しまして今回コロナの関係では、国のほうで実施する子育て世帯への臨時特別給付金ですとか、各種の臨時的給付金が発生しましたので、そちらの給付を行っております。

本日、資料でお配りしているもので申し上げますと、「子育て世帯への臨時特別給付金」、こちらについては児童手当の受給世帯が対象で、お子さん1人につき1万円。一般の方については、6月24日に児童手当の口座のほうに振り込みを終えております。

2つ目の「ひとり親家庭等生活支援給付事業」、こちらについては市単独事業となっております。子ども青少年部でワーキングチームを開設しまして、そちらで実施する事業となっております。現金の給付のほかに、現物の給付を8月と10月の2回にわたって支給するというものになっております。こちら児童扶養手当の受給世帯等に対して、現金3万円と商品券と、10月については江の島の水族館等の親子券をセットで支給するという

ものになっております。

最後に「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金」についても、国の2次補正で成立したものになりますけれども、こちらも児童扶養手当の受給世帯が主に対象になっておりまして、そのほかに、児童扶養手当は今、受給していないけれども、コロナの関係で直近の収入が児童扶養手当受給世帯水準まで大きく減少した方等について支給するものと、あとは、同じように児童扶養手当を受けている方でも、コロナの関係で所得が下がったり、収入が大きく減少したという申し出があった方に対しての追加の給付については、これから実施することになっております。詳細についてはこちらに記載のとおりになりますので、ごらんください。

こちらの低所得のひとり親世帯への国の臨時特別給付金について、支給対象Ⅰの給付金、①、②、③と書いてあるんですけれども、③コロナの影響で直近の収入が児童扶養手当水準まで減少したひとり親※約200世帯と書いてありますけれども、こちら「750世帯」の誤りになりますので、訂正をお願いいたします。

○事務局（青少年課）

青少年課におきましては、放課後児童クラブ、各青少年の施設、それから健全育成事業、この3つの区分でご説明させていただきます。

まず、放課後児童クラブに係る対応でございますけれども、まず、2月末から3月になりますが、小学校の臨時休校に相なりまして、この間は午前の開所でございます。次に4月から5月は、緊急事態宣言中でございますして、4月10日までは午前が開所。こちらは事業者、指定管理者のご了解を得て、午前から開所いたしました。4月13日から5月末までは、午後からの開所となります。保護者の職業などによって通所要件を設けまして、通所の自粛も要請させていただいたところでございます。

続きまして、6月1日以降は、学校授業の終了後からの開所となっております。青少年課と教育委員会で連携して実施した居場所事業、そして、学校の午前中の授業、また、給食の開始等の状況によりまして、クラブの開所時間も変更したところでございます。通所の要件は解除いたしまして、通所自粛の要請をしたところです。そして、6月29日以降、学校が通常授業となりまして、クラブの運営も通常どおりになったというところです。

続きまして、各青少年施設の状況でございますが、地域子どもの家が17館、児童館が5館、青少年会館2館、そして屋外の少年の森という施設でございます。いずれも緊急事態宣言下中は休館となりました。解除を受けまして、段階的に再開いたしました。他のス

スポーツ施設であったり、公民館の状況を踏まえて、条件を検討してまいりました。利用するお子さんの安全と感染拡大を防止するという点と、職員と運営ボランティアの安全、健康を守るという点に配慮いたしまして対策を講じてまいりました。今後こうしたことに取り組みながら、子どもの居場所の確保に取り組みたいと思っております。

最後に、各青少年育成の事業でございますが、細かなものは割愛させていただきますけれども、例えば青少年の夏期のパトロールですとか、青少年指導員協議会の事業といったものは中止となっております。また、今後、成人式、また、ふれあいコンサートといった指定管理者への業務委託の中では、実施要領を厳密に検討していく予定でございます。

○事務局（子ども健康課）

子ども健康課では、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、集団で実施している幼児健診や、妊婦とそのパートナーを対象に実施しているマタニティクラス、乳幼児のお子さんと保護者を対象にしている離乳食教室などを中止の対応をとらせていただきました。また、個別に対応するこんにちは赤ちゃん事業や、栄養士などの専門職による乳幼児の訪問や、発達などに関する個別相談事業については、感染対策を図り、継続して実施しております。

緊急事態宣言の解除を受け、集団で実施している事業につきましては、感染予防対策を講じた上、6月の半ばから7月にかけて順次再開しております。また、幼児健診につきましては、2歳児歯科検診については、集団の健診から個別健診へ変更し実施できるよう、現在調整中です。また、妊婦を対象にしたマタニティクラスにつきましては、感染した場合のリスク防止の観点から中止としており、今後につきましては情報提供の手法等の検討をしていきたいと考えております。また、事業全体を通して、今後の新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を含めて対応を図っていきたいと考えております。

○宮原委員

子ども青少年部長の宮原でございます。

今、子ども青少年部に属する各課の中から取組のご報告をさせていただきました。何のエビデンスもない中で、子どもの日常をどうやって守るかといったところを日々、自問自答しながら取り組んできたものと捉えております。その中でもやれることはやっていきましょう、守るところは守って、やれるところは一歩前に出ましょうというスタンスの中で取り組んできたつもりでおります。

この間、まず学校が休校になって、保育所が登園自粛、それは国の指針の中でも出てき

た話ではありますけれども、それでも青少協の方のご協力をいただいて、校庭開放なり、居場所事業なりということで、子どもたちが学校に来れたというところは非常に成果があったと思っています。延べで言うと2万人の方が学校に来られた。多いところだと100人以上集まったところが複数校あった。私も大道小学校に行ってみたりしたんですが、やっぱり学校って、子どもがいて学校だよなというのを非常に認識しました。

今回、冒頭のご挨拶のところでも申し上げましたけれども、第2波、第3波が懸念される場所もありますが、いつも考えなきゃいけないのは、子どもたちの日常って何だろうとか、子どもたちの生活って何だろうといったところがあると思います。ビフォーコロナには戻らないと私は思っています。新しい日常をつくっていかなくちゃいけないというところが必ず出てくると思っていますので、今後、例えばそういった議論を事務局と委員さんの中でやるのではなくて、できれば委員さん同士での議論をしていく場面が欲しいなど、私は今の議論を聞いていて思っています。

第2波、第3波が心配される場所ではあるんですけども、この間の取組として何をすべきだったのかなとか、何ができなかったのかといったところも、改めて委員さんの中でもディベートして整理していきたいと思っていますし、その中で出てきた課題を地域の皆さんと行政と、こういった専門家の委員の皆さんで、ベクトルを合わせるが必要になってくるんだと思っています。

コロナ感染症に関する子ども青少年部の対応について、きょうは一定程度、課の報告をさせていただきましたけれども、皆さんも所属団体、選出団体があると思いますので、その中で何をすべきだったのか、何ができなかったのかといったところはぜひ教えていただきたいと思っていますし、そういったものを一緒に共有してというか、課題が出てくるのであれば、その課題解決のベクトルにしていきたいと思っています。私は、主語は子どもたちの日常とは、だと思っていますので、その辺、この議題に出させていただいたものについては、今後継続して意見交換なりさせていただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○増田委員長

時間がない中で大変申しわけないんですけども、学童の梶ヶ谷委員、何か今のことに関連して短く。

○梶ヶ谷委員

今、報告のとおりなんですけれども、藤沢市の児童クラブにつきましては、そういった

市と青少協とか地域の指導員の協力もあって、藤沢方式というんですか、何とか小学校の子どもへの対応が、完全ではないですけども、うまく連携できたのかなというふうに思っています。

ただ、振り返ってみると、そこで働く指導員さんというのもかなりの数の、藤沢市は多分300人以上が児童クラブに従事していて、その多くが非常勤さんなんですね。実際には「コロナのリスクの中で、私たちが働くということをどう思っているんですか」と直接言われたこともあります。何とも返事ができなかつたんですけども。そうは言いながらも、本当に使命感を持って働いていただいたということにはすごく感謝をしております、うちの財団では少しですが、ちょっとした加配という形で手当を出しております。

これからということもいろいろ考えていかないといけないんですけども、先ほど宮原部長が言ったように、この後の日常というところについては、ほかの青少年全部そうなんですけど、今、居場所がなくて、かなり精神的にも不安定な状況。児童クラブでも、ネグレクトとかDVとか、この期間いろいろそういうことがあって、子ども家庭課に相談に行ったり、直接児相に連絡したりとか、そういったこともあります。

そういった状況の中で、もとは戻らないんですけども、今のままでは良くないかなと思います。やっぱり子どものこれからのことで、少しでも今の環境の中で、さっき言った質という問題がありますけども、子どものために何をしていけないといけないのか。児童クラブでは健全育成事業ということで、遊びを通していろんな学びとか、これからのことをやっていけないといけない。それを指導員も考えていく。できないことはできない。しょうがない。安全を第一にやっていけないといけないんですけども、そこも含めて継続していくものだとして捉えて、これからのことを考えていくというふうに感じます。

○増田委員長

本当は全ての委員の方にお話をいただきたいんですけども、聖園の御室委員、このコロナで施設の中も大変だと思うんです。短くてすみませんけれども、一言お願いいたします。

○御室委員

聖園子供の家の御室でございます。

コロナ対応ですけど、施設が大きく、集団感染のリスクも高いので、びくびくしておりましたけれども、特に変わりもなく、今のところ1名の感染者もなく、元気に過ごしております。食事の座り方、全職員と全子どもの検温を1日2回報告するなど、気をつけて

おります。

敷地が広く、幸いにも外で遊ぶところがあるので、休校になりずっと遊んでいました。心配なのは、同じ敷地内に女学院がありますけれども、そちらはすぐにリモート授業で、i P a dが配られてお勉強が始まりました。施設の子どもたちは、学校のプリント、公文をする以外遊んでいましたので、学力の格差が本当に心配でございます。本当に笑い事ではなくて、私立の学校と公立の学校の学習の格差というのは大きなものがあると感じましたので、そこを何とか埋めていただきたいなと思います。

○増田委員長

本来、もっともっとお話しなさいたい委員の方、たくさんいらっしゃるかというふうに思いますけれども、コロナに関しましても、いろいろなお立場の中でまだまだ課題がたくさんあるということで、先ほど部長さんがおっしゃった取組をぜひ積極的に行っていけたらいいかなというふうに思います。

その他で何か。

○鬼塚委員

私、小学校の教員をしております。先ほどコロナ感染者の話があり、友人がおりましたので詳しく聞いたところです。中身については全部話せませんが、学校は感染防止対策をしながら、分散登校と全体登校ということでやりました。人が動けば感染するのはわかっています。わかっているというのは、リスクがあるのは承知の上で、それでも窓全開というか、窓をあけながら、そもそも教室のサイズは決まっていますし、それでもできるだけ密を避けながらやっているところです。

今回1名出たことによって、もちろん保健所の指導のもと、教育委員会の指示のもとに、PCR検査を含めいろいろ受けています。あまり話すはずいので言いませんけれども、そんな中で1つ、皆さんに知っていただきたいことは、もちろん学区、通っている保護者には、出たよということで伝わるんですけども、そのほかにはいろいろな観点から、市のプレス発表も含め、学校名は伏せてます。

そんな中、いろんなネットワークで、あそこじゃないか、あの学校じゃないかというところが漏れている中で、その学校に対して「あなたの学校ですか」とか「〇〇学校のお子さんは、習い事に行かせないでくれ」というような、多分、学区外のところからの電話が相当あると聞いて、私も心を痛めております。学校として一番怖かったのは、感染が出る怖さもありますし、それに伴う不安から人権を無視したところの声があるということで、

それを何とか防いでいきたい。学校は今そういうところで、もちろんSNSのほうでも、こんなことをやっていたとか、いろいろ言われているところです。

学校で授業を行えば、休み時間もあれば、子どもにくっつくなど言いながらも、子どもはいろんな思いで友達としゃべりたいし、くっついていくものです。そうは言いつつも、話しながらも、苦勞しながらやっているということで、皆さんにそういう学校現場と、電話対応に苦しんでいるというところを知っていただきたいと思って発言しました。

○増田委員長

ありがとうございました。

7 閉会

○増田委員長

もっともっとお話をしたいところですが、一応きょうの課題、全て終わりました。そしてまた、4時を若干過ぎてしまいましたので、終わらせていただきたいと思います。

次回についてちょっとお願いいたします。

○事務局

今年度の藤沢市子ども・子育て会議ですけれども、2回を予定させていただいております。次回がちょっと先になります。令和3年3月に予定をしております。こちらまだ日程等決まっておきませんので、決まり次第、また皆様にご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○増田委員長

委員会は十分先のようにございますけれども、先ほどの部長さん、そして皆様方のお気持ちを考えますと、何か形を変えて、このような規模の大きいものでないにしても、コロナのを中心としながらもさまざまな課題について、この場で検討していきたいというふうに思います。

本当にいろいろ厳しい状況の中、ご参加をいただき、そしてご意見をいろいろいただきましてありがとうございました。ご意見をいただけなかった委員の方、ごめんなさい。私の進行の具合が悪くて、お声をお聞きすることができませんでしたけれども、何かあったら直接事務局に、このことだけは言いたいということをごまかしてからお帰りいただければと思います。

次回お目にかかる時、みんなで元気にお会いしたいと思います。ありがとうございました。

以 上